

第12回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和5年5月25日(木)

開催場所 菖蒲総合支所4階第一集会室

開会時刻 午後2時30分

閉会時刻 午後3時39分

第12回 久喜市農業委員会総会議事日程

第1 開 会

第2 挨拶

第3 議事録署名委員の指名について

第4 経過報告

第5 会長提出議案上程

議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第56号 久喜市農用地利用集積計画の決定について

議案第57号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について

議案第58号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

第6 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第7 報告第57号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第58号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第59号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第60号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第61号 農業用施設用地に供する届出について

第8 協議事項

第9 農政問題に対する質疑・応答

第10 閉 会

農業委員

出席委員 17名

会 長	長 谷 川	勲 君	会長代理	杉 田	孝 行 君
2 番	岸 田	一 男 君	3 番	池 田	庄 司 君
4 番	岡 田	武 君	5 番	川 鍋	優 君
6 番	柴 崎	行 雄 君	8 番	大 澤	一 樹 君
9 番	渡 邊	敏 男 君	10 番	小 沼	健 司 君
11 番	高 橋	七 海 君	12 番	坂 卷	昭 一 郎 君
13 番	宮 城	与 四 郎 君	14 番	野 口	和 幸 君
15 番	籠 宮	信 寿 君	16 番	坂 卷	泰 子 君
17 番	早 野	公 夫 君			

欠席委員 1名

7 番 高 橋 眞 一 君

推進委員

菖蒲 5	尾 野	洋 子 君	菖蒲 11	森 田	清 君
鷺宮 4	鈴 木	秀 政 君	鷺宮 6	野 本	謙 一 君

事務局

事務局長	田 中	智 也	副主幹	村 田	直 洋
主 任	黒 須	一 宏	兼 係長	松 崎	宣 幸
主 事	横 山	玲 央	主 任		

午後 2時30分

◎開会の宣告

○事務局長（田中智也君） 皆さん、こんにちは。皆様おそろいでございますので、第12回農業委員会総会を始めさせていただきます。

皆様、ご起立願います。ご一礼ください。ご着席願います。

本日は、7番、高橋委員より欠席のご連絡をいただいております。

初めに、長谷川会長よりご挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

○会長（長谷川 勲君） 挨拶（省略）

◎議事録署名委員の指名

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第3に入ります。

議事録署名委員の指名をさせていただきます。私のほうから指名させていただきます。8番、大澤委員、9番、渡邊委員、よろしくお願いいたします。

◎経過報告

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、日程第4、経過報告に入ります。

事務局長、お願いいたします。

○事務局長（田中智也君） それでは、前回の農業委員会総会より、本日、本総会開催前までの経過についてご報告させていただきます。着座にて失礼させていただきます。

総会議案3ページをご覧いただきたいと思います。初めに、4月27日、埼玉県農業会議主催による農業者年金新任担当者研修会が、埼玉教育会館及びウェブにおいて開催され、黒須主任がリモートで出席いたしました。研修内容はご覧のとおりでございます。

次に、5月10日、全国農業会議所主催による農地情報紐づけ地図作成に関する説明会が、さいたま市浦和区埼玉県信用農業協同組合連合分会館及びウェブにおいて開催され、横山主事が出席いたしました。説明会の内容についてはご覧のとおりでございます。

次に、5月11日、埼玉県春日部農林振興センター主催による埼玉地域農業振興推進会議が、春日部地方庁舎大会議室において開催され、私が出席いたしました。会議の内容はご覧のとおりでございます。

次に、5月16日、農業委員会埼玉地方協議会通常総会が三郷市役所において開催され、会長の代理として私が出席いたしました。議題の内容はご覧のとおりでございます。

次に、5月23日、埼玉県農業会議主催による農業委員会事務局長会議がさいたま共済会館において開催され、私が出席いたしました。会議の内容はご覧のとおりでございます。

経過報告につきましては以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま事務局長より経過報告の説明がございました。

今月の経過報告について、何か質問がございましたらお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

続いて、農業委員さんの方から皆様に周知しておくべき事項等がありましたら、ご報告願います。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） では、なしの声がありますので、打ち切ります。

◎議案第54号

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程第5、議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請について、議案書の6ページ、申請書番号231303、譲受人は除堀在住の方、譲渡人は白岡市在住の方となっております。土地の表示につきましては、除堀地内の畑1筆、田1筆、合計255平米でございます。権利の内容は、贈与によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稲及び野菜を57アール耕作しており、取得後につきましては野菜の作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号232302、譲受人、譲渡人ともに菖蒲町新堀在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町新堀地内の畑3筆、合計2,617平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稲及び野菜を124アール耕作しており、取得後につきましては、野菜の作付を予定しているということでございます。

続きまして、7ページ、申請書番号232303、譲受人、譲渡人ともに菖蒲町小林在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町小林地内の畑1筆、199平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稲及び野菜を71アール耕作しており、取得後につきましては、野菜の作付を予定しているということでございます。

以上3件について、所有農地について良好に耕作管理されており、農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（岸田一男君） 議席番号2番、岸田でございます。5月20日、早野委員さんと現地調査を行いましたので、報告いたします。

資料の1番、231303をご覧ください。申請地は、案内図右に旧市立江面第二小学校とあるのですけれども、これは廃校になりました江面第二小学校から直線距離にして300メートルぐらい行ったところです。それから、春日部菖蒲線というのがあるのですが、これはちょっと見えないのですが、ここにJ A南彩の梨の出荷所があるので、この出荷所から150メートル上に入った場所でございます。現地の状況なのですが、現地は農地で畑でございます。耕してはありましたが、何も耕作はしてありませんでした。この譲受人は農地利用最適化推進委員をやっており、この除堀地区で農業を営んでおりますので、通常に耕作されるものと思っております。それから、農機具の所有状況ですが、乗用トラクター2台、田植機3台、コンバイン1台、乾燥機1台ということで、申請地は取得後、適正に耕作されるものと思われま。

○6番（柴崎行雄君） 6番、柴崎でございます。5月22日、渡邊委員と現地調査を行いましたので報告いたします。

申請所番号232302、資料2のほうをご覧ください。資料の中の上のほうに県道北根菖蒲線というのがあるのですが、これはもう少し先に行くと騎西という加須市に含まれる場所になります。その下に南蔵院というところが目印になるかと思ひまして、そこから約500メートル強の3か所が今回の候補地であります。現地調査の結果、そこは現在野菜が栽培されておりました。また、一番下の四角い小さいところは、適正にトラクター等で管理されているものと思われま。申請者の耕作状況から、取得後も畑として利用するという事で適正に耕作するものと思われま。

続きまして、申請書番号232303、資料3をご覧ください。申請地は、この図には入っていないのですが、この右側に県道川越栗橋線がありまして、この南側、その下に小林という交差点があります。そこから菖蒲のほうに上ってきまして、小林橋を右に折れるとこの地図の場所になります。そこまで約500メートルとなっております。ご覧のように、下の川は野通川という川になっておりまして、その周りは畑で囲まれております。現地調査をした結果、ここは現在家庭菜園のような野菜が作られておりました。こちらにつきましても、取得後、野菜の耕作を考えているというところで適正に管理されるものと思われまます。

以上2案件につきまして、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断いたします。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいまの2人の委員からの調査報告について、質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第55号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請について、議案書の9ページです。申請書番号231503、譲受人は久喜東1丁目在住の方ほか1名、譲渡人は下早見在住の方となっております。土地の表示につきましては、下早見地内の畑4筆、合計377.87平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、申請地から300メートル以内に久喜市役所本庁舎があるため第3種農地と判断しております。譲受人は、現在夫と共に市内の賃貸住宅にて生活しておりますが、子供をもうける計画があり、現在の住まいでは手狭になってしまうことから、譲受人の勤務先へ通いやすい当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号231513、譲受人は白岡市在住の方、譲渡人は六万部在住の方となっております。土地の表示につきましては、六万部地内の畑1筆、187平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と子供と共に市外の賃貸住宅にて生活しておりますが、子供の成長に伴い現在の住まいでは手狭になってしまったことから、譲受人の妻の実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、議案書10ページ、申請書番号231514、譲受人は上尾市在住の方、譲渡人は六万部在住の方となっております。土地の表示につきましては、六万部地内の畑2筆、合計454平米でございます。申請の内容につきましては、

所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と共に市外の賃貸住宅にて生活をしておりますが、祖母を介護するため祖母、両親、譲受人夫婦の三世帯同居することとなり、現在の住まいでは手狭になってしまうことから、譲受人の職場に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号231517、譲受人は北青柳在住の方、譲渡人は神奈川県川崎市在住の方となっております。土地の表示につきましては、下早見地内の畑1筆、340平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と子供と両親と共に市内の実家にて生活をしておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってきたことから、譲受人の実家に通いやすい当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号232507、譲受人、譲渡人ともに菖蒲町小林在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町小林地内の畑1筆、426平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在両親と共に市内の実家にて生活をしておりますが、現在婚約をしており、将来子供をもうけることを考えると、現在の住まいでは手狭になってしまうことから、譲受人の実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、11ページ、申請書番号233506、譲受人は大阪府大阪市中央区に本店を置き、太陽光発電事業を行っている法人、譲渡人は栗橋東3丁目在住の方となっております。土地の表示につきましては、佐間地内の畑1筆、1,192平米でございます。申請の内容については、所有権移転によります太陽光発電設備のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人である法人は、太陽光発電の設置を手がけており、新たな事業用地を探していたところ、譲渡人より申出があり了承が得られたことから、当該申請地に新たな太陽光発電を設置することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号233507、譲受人は加須市在住の方、譲渡人は高柳在住の方となっております。土地の表示につきましては、高柳地内の畑3筆、合計320.66平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります農家分家住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模で一団の農地の区域内にある農地ということで第1種農地と判断しております。したがって、原則許可とならない区域でございますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活、または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして不許可の例外に該当するものでございます。譲受人は、現在妻と共に市外の賃貸住宅にて生活をしておりますが、家財道具も増え、現在の住まいでは手狭になってきたことと、父が農業に従事しており、今後父の農業を手伝うために父が所有する当該申請地へ農家分家住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、12ページ、申請書番号234501、譲受人は鷺宮6丁目在住の方、譲渡人はさいたま市在住の方となっております。土地の表示につきましては、鷺宮6丁目地内の畑1筆、21平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅敷地拡張のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、申請地から500メートル以内に鷺宮総合支所があるため第2種農地と判断しております。譲受人は、現在当該申請地の隣地にて生活をしておりますが、住宅敷地の接道部分が狭く不便を来していたところ、今回、当該申請地の所有者であ

る譲渡人から農地の一部を譲ってもらえることとなったことにより今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号234510、譲受人は行田市に本店を置き、不動産売買等を行っている法人となります。譲渡人については、上内在住の方ほか3名となっております。土地の表示につきましては、上内地内の畑10筆、田1筆、合計2,213.50平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建築条件付売買予定地のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。教育施設やショッピングモールが近隣に点在するなど利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。今回は、当該申請地を含めた開発区域に8棟の建築条件付住宅を販売する予定となっております。

続きまして、13ページ、申請書番号234518、譲受人は西大輪3丁目に本店を置き、不動産売買等を行っている法人となります。譲渡人については、西大輪在住の方となっております。土地の表示につきましては、西大輪地内で田4筆、畑2筆、合計574平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。公共施設や学校からも近い利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。今回は、申請地を含めた開発区域に2棟の建売住宅を販売する予定となっております。

続きまして、申請書番号234520、譲受人は上尾市に本店を置き、不動産売買等を行っている法人となります。譲渡人については、鷺宮在住の方となっております。土地の表示につきましては、鷺宮地内の畑1筆、田4筆、合計771平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、申請地から300メートル以内に鷺宮総合支所があるため第3種農地と判断しております。公共施設や商業施設が近隣に点在し、利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。今回は2棟の建売住宅を販売する予定となっております。

続きまして、14ページ、申請書番号234522、譲受人は鴻巣市に本店を置き、不動産売買等を行っている法人となります。譲渡人については上内在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、上内地内の畑3筆、田4筆、合計2,711平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、申請地から500メートル以内に鷺宮総合支所があるため第2種農地と判断しております。駅や学校からも近い利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。今回は5棟の建売住宅を販売する予定となっております。

続きまして、申請書番号234523、譲受人、譲渡人ともに西大輪4丁目在住の方となっております。土地の表示につきましては、外野地内の田1筆、364平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市内の実家にて父と兄と兄の子供たちと生活しておりますが、今後独立した生計を営むことを考えると現在の住まいでは手狭になってしまうことから、譲受人の実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、15ページ、申請書番号234524、譲受人、譲渡人ともに西大輪4丁目在住の方となっております。土地の表示につきましては、外野地内の田1筆、404平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市内の実家にて父と子供たちと妹と生活しておりますが、今後独立した生計を営むことを考えると現在の住まいでは手狭になってしまうことから、譲受人の実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号234531、譲受人は加須市在住の方、譲渡人は伊坂南3丁目在住の方となっております。土

地の表示につきましては、東大輪地内の田1筆、264平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在婚約者と共に市外の賃貸住宅にて生活をしておりますが、将来子供をもうけることを考えると現在の住まいでは手狭になってしまうため、譲受人の実家に通いやすい当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、16ページ、申請書番号234533、譲受人は久喜中央2丁目に本店を置き、不動産売買等を行っている法人となります。譲渡人は、東大輪在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、東大輪地内の田3筆、合計2,559平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。駅からも近いなど交通の利便性のよい住環境に恵まれた当該申請地を選定したとのことでございます。今回は7棟の建売住宅を販売する予定となっております。

続きまして、申請書番号234534、譲受人は吉羽5丁目在住の方、譲渡人はさいたま市在住の方ほか4名となっております。土地の表示につきましては、上川崎地内の畑1筆、178平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と共に市内の社宅にて生活をしておりますが、将来子供をもうけることを考えると現在の住まいでは手狭になってしまうため、譲受人の親戚の家にも近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、17ページ、申請書番号234535、譲受人はさいたま市在住の方、譲渡人は西大輪在住の方となっております。土地の表示につきましては、西大輪地内の田1筆、畑1筆、合計297平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と共に市外の賃貸住宅にて生活をしておりますが、将来子供をもうけることを考えると、現在の住まいでは手狭になってしまうため、譲受人の勤務地へ通いやすい当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

以上18件、いずれの申請者も立地基準及び資金、その他信用、農転の確実性などの一般基準につきましても支障のない申請内容となっております。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○2番（岸田一男君） それでは、ご説明させていただきます。資料4、231503のページをご覧ください。ここは、久喜市の本庁舎から南に200メートルほどの場所にあります。周囲なのですが、北西側はコンビニエンスストア、それからこの路地上敷地はちょっと空地なのですが、これは今現在建築中です。建物を建てておりました。それから、東側は宅地、それから南側は市道となっております。この敷地の周囲は、既存のコンクリートブロック及び西側は建築中の境界は、ベニヤ板、コンパネで仕切りがされておりました。また、一部マウントアップの造成計画になっておりますが、農地の残りがこの北側しか残りませんので特に支障ないと思います。それから、排水につきましては、この南側の道路に公共下水道が入っておりまして、そこに接続する計画になっております。

以上です。

続きまして、資料5、231513をご覧ください。ここは久喜市立清久小学校より北に150メートルほど行った場所になります。現在建築を予定しておりますけれども、この建築を予定しているところは宅地になっておりまして、その宅

地の手前、約187平米が申請の概要になっております。この周囲なのですけれども、周囲は北側がこの建設予定地、それから農家の住宅が1棟あります。それから、東側が住宅地、南側は市道になっております。西側は、この家の農家の通路になっておりまして、現地は草が生い茂ってございました。周囲は住宅地となっておりますので、特に支障ないと思います。それから、敷地の周囲はコンクリートブロックを設置予定になっておりまして、排水はこの南側の市道に農業集落排水の本管が入っていますので、ここに接続する予定になっております。

続きまして、資料6、231514をご覧ください。これは、今説明しました資料5の通路を隔てまして西側になります。周囲は、北側が宅地、東側が宅地への通路、南側は市道、西側が畑になっておりまして、畑には里芋の耕作がしてありました。申請地は、やはり草が生い茂っている状態で、特にこれもコンクリートブロックを設置してきれいにするという計画になっておりますので、支障がないと思います。それから、排水につきましては、やはり南側の市道に農業集落排水本管が敷設されますので、ここに接続するという計画になっております。

続きまして、資料7、231517をご覧ください。ここは、久喜の自動車学校から直線距離にしまして約300メートルの位置です。それとJR宇都宮線があるのですが、このJR宇都宮線の踏切から約100メートル程度東に行ったところでございます。周囲なのですが、周囲は北側は住宅と畑、それから東側が畑、南側がちょっと変則になって市道と宅地になっております。敷地の周囲はマウントアップにする計画になっております。排水につきましては、合併浄化槽を設置して南側の市道の側溝に放流する計画になっております。ここは、ここ数年建築物がかなり建ってまして、ここ数年で6棟ぐらい周りに建っています。そういう状況の場所でございます。特に農地に被害を与える影響はないというふうに思われます。

以上が久喜地区の現地調査をいたしました結果でございます。

○6番（柴崎行雄君） 続きまして、柴崎でございます。5月22日、渡邊委員と現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請書番号232507、資料8をご覧ください。資料8の左の図を見ると分かりますように、中央にお寺があります。そこより約200メートル南のほうに位置しています。ご覧のように、この場所は農道、市道、それに畑が残るわけですが、現地の状況は休耕中となっておりますが、数年前まではネギ等が作られておりました。今は大変きれいに整地されております。被害防除についてですが、周囲にコンクリートブロック2段を設置する予定であります。また、排水につきましては、右側のほうにありますように、この市道のほうに集落排水管が通っておりまして、周りの家と同じようにこの集落排水管に接続をして行うということで、周囲に被害を及ぼすことはないと思われます。

以上、この案件につきまして許可相当であると判断いたします。

以上です。

○15番（籠宮信寿君） 15番、籠宮でございます。第5条の申請内容につきまして、22日に宮城委員さんと共に現地調査を行いましたので、ご報告させていただきます。

まず最初に、申請書番号233506でございます。資料9をご覧ください。資料9をご覧ください。所有権移転に伴う太陽光発電設置を理由とした内容でございます。申請地は久喜市立栗橋西小学校から約300メートル、国道125号線の佐間西交差点から加須方面に向かう右手に位置する集落となります。周囲の状況でございますが、東側には雑木林、北側に2軒の住宅、西側は畑、南側は国道125号線のバイパスと、国道と住宅地の高低差が結構ある当該地でございます。状況としましては、草が伸びている休耕の状況でございます。農地等への被害防除策といたしましては、その高低差があります関係でコンクリート舗装はせず、雨水は現状どおり自然浸透、また隣接の用水路等へ影響がないようにマウントアップ対応のほか、設備周囲をフェンスで囲むなどの計画でございます。農地等への影響はないものと思われます。

次に、申請書番号233507でございます。総会資料10をご覧いただきたいと思います。農家分家住宅を目的とした案件でございますが、申請地でございますが、西側にさいたま栗橋線、また東側にJR東北線の間に挟まったところでございますが、高柳産業団地の隣接する集落地でございます。北側に畑、東側に住宅、南側、西側は市道に面してございます。計画では合併浄化槽や雨水ます、また周辺周りは土留めブロックを設置する計画でございますことから、北側に隣接する農地への影響はないものと判断をしたところでございます。

以上です。

○13番（宮城与四郎君） 13番、宮城です。5月22日に現地調査をした結果をご報告させていただきます。

資料11番を見ていただきますと、図が加須幸手線沿いにダイソー鷺宮店があるのですが、そこから東へ100メートルほど行ったところでございます。当該申請地は、従来敷地の出入口が非常に狭くて不便だったということから、申請地を譲渡していただくということで協議が整ったということでありまして、敷地拡張を申請をするということですので、隣接農地はございますが、フェンス等を施工して被害防除策を行うということでございます。

続きまして、資料12をご覧いただきたいと思います。左上のほうに市立の砂原小学校がございまして、ここから川越栗橋線に向かって南へ200メートルほど行ったところでございます。申請地は3か所に分かれておりまして、周囲は住宅と空き地に囲まれてございます。建築条件付の売買予定地として農地転用の許可を申請するものでございまして、近くには小中学校あるいは鷺宮総合支所、ショッピングモール、駅等に近くて利便性が高いという環境にございます。隣接農地はございますが、ブロック塀等を施工いたしまして被害防除策を取るということでございます。

続きまして、資料13をご覧いただきたいと思います。右上にさいたま栗橋線がございまして、ここから西のほうに150メートルほど入った住宅地の中でございます。周囲は住宅と若干畑、宅地がございまして、周囲には小中学校あるいは商業施設、鷺宮総合支所、あるいはJRの東鷺宮駅等々がございまして、非常に住居としては利便性が高いという環境にございます。隣接する農地はございますが、ブロック塀等を施工して周辺農地に影響が出ないように被害防除策を取るということでございます。

続きまして、資料14をご覧いただきたいと思います。鷺宮運動広場から道路を挟んだ反対側に老人ホーム施設がございまして、そこと近接をしております。周囲は住宅と道路を挟んで田に囲まれてございます。公共施設にも非常に近くて利便性が高いということから、当該案件につきましても住宅地、住宅として開発をしたいということでございます。隣接する農地はございません。

続いて、資料15をご覧いただきたいと思います。左上に市立の砂原小学校がございまして、ここから南へ200メートルほど行った川越栗橋線を挟んで南へ200メートル行ったところでございます。周囲は、東側と南側が草が若干繁茂しておりまして、西側は住宅に囲まれてございます。当該申請地は、公共施設からも非常に近くて利便性が高いということでございます。開発に当たりましては、雨水処理あるいはごみの集積所等を整備をして周囲に被害がないようにしたいと。それから、隣接する農地はございますが、被害防除策を取るということでございます。

続きまして、資料16、併せて資料17が隣接しておりますので一括して報告をさせていただきます。

まず、資料16をご覧いただきたいと思いますが、JRの東鷺宮駅から南のほうに400メートルほど行ったところでございますが、周囲には畑と水路、そして雑木が生えた土地がございまして、周囲には耕作をされているような農地はございません。したがって、農業への影響がないものと考えます。隣接地側にはマウンドアップ等を設けまして、雨水や土砂の流入がないように対策を取るということでございます。資料17も同様でございます。

続いて、資料18をご覧いただきたいと思います。地図の右のほうに、市立の桜田小学校がございまして、道路を挟みまして西へ200メートルほど行ったところでございます。北側が駐車場、東側が畑、南側が空き地、草が若干繁茂しております。西側が住宅、こういう土地でございますが、隣接する農地はございますけれども、被害防除策を既に対

策済みということでございます。

続きまして、資料19をご覧いただきたいと思います。介護施設が栗橋線沿いにございますが、そこから東へ100メートルほど行ったところでございます。隣接農地はございますが、ブロック等を施工して土砂の流出を防止するというところでありますし、周辺には公共施設、あるいは商業施設がございまして、非常に利便性が高いというところでございます。

続いて、資料20をご覧いただきたいと思います。集会所から西へ100メートルほど行ったところございまして、北が田、東が田、南が住宅、西が田という状況でございます。隣接する農地はございますが、マウントアップ等で施工しまして、土砂の流出を防ぐということございまして、隣接地には影響がないように配慮するということでございます。

続きまして、資料21をご覧いただきたいと思います。同じく栗橋線沿いに介護施設がございまして、ここから西へ300メートルほど行ったところございまして、北と東が畑、南が住宅、西が住宅という状況でございます。当該申請地につきましては、隣接をする農地はございますが、外周にブロック塀等の施工をいたしまして、周辺農地に影響が及ばないように配慮するということでございます。

以上11案件、申請内容及び現地の状況等から許可相当であるというふうに判断をいたします。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま4人の委員からの調査報告について質問をお受けいたします。

○14番（野口和幸君） 14番の野口なのですけれども、ちょっと1つ教えてもらいたいののですけれども、233506の太陽光発電がありますけれども、設置するときは周囲の同意というか、了解は必要なのでしょうか。

○会長（長谷川 勲君） 事務局、お願いします。

○主事（横山玲央君） 事務局の横山です。お答えします。太陽光発電の設置に伴って隣接の同意書というのは添付書類としては求めてございませんので、特段そういった書類というのはついていないようなものでございます。

○14番（野口和幸君） はい、分かりました。

○会長（長谷川 勲君） そのほかに質問はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） では、なしの声がありますので質問を打ち切ります。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第56号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第56号 久喜市農用地利用集積計画の決定についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第56号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、議案書19ページ

から22ページまでとなります。今月は28件の申出を受けておりまして、うち新規案件が15件でございます。それでは、新規案件についてご説明させていただきます。

初めに、申請書番号、久喜の4番、利用権を設定する農地が除堀地内の田1筆、1,488平米でございまして、借手は江面在住の方、貸手は除堀在住の方となっております。設定する利用権が賃貸借権の設定で水稻作付5年間、賃借料は反当たり玄米30キログラムを予定しているものでございます。

続きまして、20ページ、申請書番号、菖蒲の10番、利用権を設定する農地が菖蒲町台地内の田1筆、1,524平米でございまして、借手、貸手ともに菖蒲町台在住の方となっております。設定する利用権が賃貸借権の設定で、水稻作付5年6か月間、賃借料は反当たり3,000円を予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、菖蒲の11番、利用権を設定する農地が菖蒲町柴山枝郷地内の田4筆、合計3,964平米でございまして、借手、貸手ともに菖蒲町柴山枝郷在住の方となっております。設定する利用権が賃貸借権の設定で、水稻作付5年間、賃借料は反当たり、玄米30キログラムを予定しているものでございます。

続きまして、21ページ、22ページ、申請書番号、菖蒲19番から24番まで、また栗橋の5番、6番、借手が同じため一括してご説明させていただきます。利用権を設定する農地が菖蒲町上大崎ほか地内の畑20筆、田2筆、合計1万6,438平米でございます。借手は、行田市にあります公益社団法人埼玉県農林公社、貸手は菖蒲町上大崎ほか在住の方となっております。設定する利用権が賃貸借権の設定、普通畑6年間ほか、賃借料は反当たり5,000円を予定しているものでございます。

続きまして、22ページ、申請書番号、栗橋2番、3番、4番では借手が同じため一括して説明をいたします。利用権を設定する農地が小右衛門地内の田3筆、合計3,135平米でございます。借手が茨城県五霞町に事務所を置く法人、貸手が愛知県名古屋市区ほか在住の方となっております。設定する利用権が使用貸借権の設定で、水稻作付10年間を予定しているものでございます。

以上が今月の新規案件の説明となりまして、今月の利用権設定面積は、新規、再設定合わせて73筆、7万8,030平米でございます。

久喜市農用地利用集積計画の決定についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） 新規案件のものについては、担当地区の推進委員さんより経営状況の報告をいただきたいと思っております。

なお、菖蒲19番から24番まで、栗橋5番、6番につきましては、農地中間管理事業に伴う埼玉県農林公社への貸付けとなりますので、報告は省略します。

初めに、久喜4番の借手につきましては、事務局よりお願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 申請書番号、久喜の4番、こちらにつきましては、本日担当する推進委員さんが欠席ということで報告のほうを説明させていただきます。地元推進委員に確認したところ、現在水稻及び野菜を合計で758アール耕作しており、良好に耕作管理され、積極的に地域営農活動をされているとの報告を受けております。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、菖蒲10番の借手につきましては、菖蒲5地区の尾野推進委員よりお願いいたします。

○菖蒲5（尾野洋子君） 今回利用権を設定する農地の借手の方は台にお住まいの方、現在は水稻などを113アール良好に管理されております。地域との関係もよく、地域の中心となる担い手として営農活動されております。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、菖蒲11番の借手につきましては、菖蒲11地区の森田推進委員よりお願いします。

○菖蒲11（森田 清君） 菖蒲11、森田でございますが、同じ地元に住む、前回からずっと借りておった方が体調を崩されて、もう、ちょっと農業をできないからということで、何か新規に受けてくれということでお受けになったらしいのですが、彼の今の営農活動としては大体9ヘクタールを水田耕作しております、そしてあとイチゴ、野菜ですか、あと自宅消費量を兼ねまして大体20アールほど畑などをやっております、何ら問題はないものと思います。よろしく願いいたします。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、栗橋2、3、4番の借手につきましては、市外法人のため事務局よりお願いいたします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 借手の方については、茨城県五霞町に事務所を置く法人のため、五霞町の農業委員会の方に経営状況等の確認をさせていただきました。現在従業員4名、農業補助者6名で水稲及び野菜を合計で415アール耕作しており、主に水稲、ネギ、麦類等々で非常に農地については良好に耕作管理され、トラクター4台、田植機1台、コンバイン1台、トラック1台の所有をしております、積極的に地域で営農活動されていると報告を受けました。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。以上で新規案件の報告を終わります。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、議案第56号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案どおり可決決定いたします。

◎議案第57号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第57号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第57号 久喜市農用地利用集積等促進計画の原案について、議案書24ページ、25ページになります。

初めに、24ページ、菖蒲の5番、設定を受ける農地は菖蒲町小林地内の田1筆、1,414平米でございます。借手の方は、菖蒲町小林在住の方で、現在水稲及び野菜を合計で139アール耕作しております。設定する権利が賃貸借権の設定で、水稲作付4年間、賃借料が反当たり7,800円となっております。

続きまして、24ページ、25ページ、菖蒲6番、設定を受ける農地が菖蒲町柴山枝郷ほか地内の畑20筆、合計1万3,394平米でございます。借手の方が東京都中央区に事務所を置く法人で、現在水稲及び野菜を合計で981アール耕作しております。設定する権利が賃貸借権の設定で、普通畑6年間、賃借料が反当たり5,000円となっております。

続きまして、菖蒲7番、設定を受ける農地が菖蒲町小林地内の田2筆、合計1,574平米でございます。借手の方は菖蒲町小林在住の方で、現在水稲及び野菜を合計で304アール耕作しております。設定する権利が賃貸借権の設定で、水稲作付7年9か月間、賃借料は反当たり7,800円となっております。

続きまして、栗橋の1番、設定を受ける農地が河原代地内の田2筆、合計3,044平米でございます。借手の方が河原代在住の方で、現在水稲及び野菜を合計で331アール耕作しております。設定する権利が賃貸借権の設定で、水稲作付10年間、賃借料は反当たり5,000円となっております。

久喜市農用地利用集積等促進計画の原案について、説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ただいま事務局から説明がありました。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、採決に入ります。

議案第57号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について、賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案に対し異議なしの意見をつけることに決定いたします。

◎議案第58号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第58号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第58号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、本日、皆様の机の上にお配りをさせていただきました右肩に議案第58号資料と書かれたものをご覧いただきたいと思います。

先日、実施状況の案を郵送にて配付させていただきました。農業委員と農地利用最適化推進委員からご意見をいただいたところがございます。短い期間になってしまいましたが、ご協力ありがとうございました。今回、委員の皆様から指摘があった部分がありまして、その部分を修正して実施状況案を今回議案として配付をさせていただいております。この実施状況についてでございますが、農業委員会は農業委員会等に関する法律の規定により農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされております。その中で、昨年度目標として掲げたものの実施状況を確認し、公表するものでございます。

1ページ目の農業委員会の状況につきましては、農業委員、農地利用最適化推進委員の人数や農家・農地等の概要となっております。

2ページ目は、農地の集積、遊休農地の解消の実績を記載しております。集積目標50ヘクタールに対して66ヘクタールの集積でした。また、遊休農地の解消目標6ヘクタールに対しては、4.9ヘクタールの実績でございました。

4ページ目は、新規経営体の参入実績ですが、11.5ヘクタールの目標に対しては4経営体の参入で2.5ヘクタールの実績でございました。また、最適化活動の目標として3回の活動強化期間の設定を目標とし、3回の実績でした。

最後6ページ目は、総会や農地転用事務の実施状況でございます。総じて目標に対して期待を上回る結果が得られたということになりました。

令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についての説明は、以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ただいま事務局から説明がありました。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、採決に入ります。

議案第58号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、原案

に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案どおり可決決定いたします。

◎報告事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第7、報告に入ります。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案書の28ページ、農地法第4条の届出でございます。今月は3件の農地法第4条の届出を受理しております。いずれも市街化区域内の届出でございます。

続きまして、30ページから32ページまで、農地法第5条の届出でございます。今月は9件の農地法第5条の届出を受理しております。いずれも市街化区域内の届出となっております。

続きまして、34ページ、農地法第3条の3の規定による届出でございます。今月は4件の届出を受理しており、相続を原因とする届出となっております。

続きまして、36ページ、農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。今月は2件の合意解約に係る通知が提出されております。

続きまして、38ページ、農業用施設用地に供する届出についてでございます。今月は1件の届出を受理しており、U字溝側溝敷設に伴う届出となっております。

報告についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ただいま報告の説明がありました。

何か質問がございましたら、お受けいたします。

岸田委員さん。

○2番（岸田一男君） 最後の農業用施設用地に供する届出についてということなのですが、U字側溝敷設がということなのですが、面積的には105平米のうち90平米、ちょっと内容がよく分からないので、説明をお願いします。

○会長（長谷川 勲君） 事務局、お願いします。

○主事（横山玲央君） 事務局の横山です。お答えします。

本農業用施設の届出についてなのですが、U字側溝のほかにコンクリート土間を打って、アクアポニックスというのは聞いたことございますでしょうか。海産物と農業を一体でやるというアクアポニックスというものがあるのですが、その用地に供するために底地につきましてコンクリートをひいて、その排水をU字側溝に流すということで、ちょっとU字側溝とは書かせていただいているのですけれども、そのための農業施設でございます。

説明は以上です。

○会長（長谷川 勲君） 岸田委員さん。

○2番（岸田一男君） 申し訳ないのですが、農業用施設、アクアポニックス、一体何をやる。

○会長（長谷川 勲君） では、事務局、お願いします。

○主事（横山玲央君） 一応、これは温泉施設の温泉を使って……

○2番（岸田一男君） 分かりました、それで。ありがとうございます。

○会長（長谷川 勲君） 質問ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） それでは、なしの声がありますので、ここで打ち切ります。

◎協議事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第8、協議事項に入ります。

今月は、農業経営改善計画の認定、いわゆる認定農業者の認定に関する意見照会がありました。

それでは、事務局から照会事項等について、その内容の説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、本日これも机の上に置かせていただいておりますA4コピーのもので、表側に農業経営改善計画の認定に係る意見についてと書かれておりますものをご覧いただければと思います。こちらについては、農業経営改善計画の認定、いわゆる認定農業者の認定をするに当たりまして、農業経営者から市に対して改善計画が提出されます。これを判断するに当たって、認定農業者にふさわしいか否か、農業委員会の意見を求められているものでございます。

今月1件の申請が提出されております。菖蒲町上大崎在住の方でございます。現在の作付面積が約120アール、目標とする営農類型が水稲、イチゴ、野菜の複合経営でございます。年齢69歳でございます。今後、制度資金等を利用して農業機械を購入し、イチゴの高設栽培の導入により省力化や高品質化に努め、観光摘み取りの受入れ拡大などを進めることを目標としております。現在も地域の中心となる担い手として活動されていることから認定について支障のないものと考えております。

説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ただいま説明がありました。

何か質問がございましたら、お受けいたします。よろしいでしょうか。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、今回提出された1件の農業経営改善計画につきましては、今後経営規模を拡大し、地域の担い手として発展されることが見込まれますことから、支障なしの意見で回答したいと思います。支障なしの意見をつけることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって支障なしの意見として決定をいたしたいと思っております。

◎農政問題に対する質疑・応答

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第9、農政問題に入ります。

あらかじめ農政問題ということで予定いたしました事項はございませんが、農業委員の皆様から、これに関して何かございましたら、お受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎閉会の宣告 午後 3時39分

○会長（長谷川 勲君） 以上をもちまして、本日は閉会といたします。

本会議を証するためここに署名する。

令和5年5月25日

久喜市農業委員会会長 長 谷 川 勲

署 名 委 員 大 澤 一 樹

署 名 委 員 渡 邊 敏 男